鹿屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令　和　8　年　10　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　85　号

令　和　8　年　10　月　1　日　　決　裁

鹿屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

鹿屋市母子保健法施行細則（平成18年鹿屋市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第20条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。